

叶え合う
参加支援事業
募集説明会

2024年4月10日 久留米市役所地域福祉課

今日の内容

- ① 事業実施の背景
- ② 業務委託の概要（仕様書に沿って説明）
- ③ 募集の流れ（実施要項に沿って説明）

① 事業設計の背景

参加支援事業

R3年度から重層事業を開始
参加支援事業も同年度にス
タート。R4年度からは個別支
援と並行して「孤立しにくい
環境整備」を求め、企業が地
域福祉と接点を持つための仕
掛けを模索してきた。

“何かをし合う”意味の筑後弁！
グッチョ
Guccho

〇〇し合えるまちへ。「支えぐっちょ」「つながりぐっ
ちょ」な人や取り組みを紹介する地域福祉マガジン

VOL.19

制度や支援に「生活者」の視点



重層的支援体制の整備 | Establishment of a mul-
tilayered support system

福祉の制度や窓口は分野ごと。それゆえに対応できない複雑な課題もあり、そのための支援体制を作っています。大切にしている視点は「支援者、対象者ではなく『人』」。単に仕組みをつくるのではなく、人の思いを込めながら進めています。



地域づくり事業

(支え合うプラン取組推進事業)

R2~3年度は地域に自分ごととして関わりたくなる関係づくりを実施。

R4~5年度はフォーマルとインフォーマルの融合を実現する手法の提案とその実装に向けた環境整備を進めてきた。

包括的な支援体制の整備に向けて
2事業を一体的に展開

叶え合う支援

■地域共生社会に向けた体制整備で目指す姿

一人の暮らしと
一人の暮らしが
重なり合う

地域共生社会づくりを進めるための地域福祉計画「支え合うプラン」。

ここで定めた目指す姿「支え合うところあふれるまち久留米」を、もう一息「地域福祉的」に言語化しよう。

地域共生社会の実現には「支える、支えられる」で分断しないの視点から、「生活者」として生きづらさを抱えた人と関われるという状態を目指したいと思って書きました。

■目指す姿に到達するための共通理念

**「叶え合う」で
福祉や支援を
捉えなおす**

「福祉」や「支援」という言葉は、本来はもっと広義で一般的なはず。支援を「人への関わり」と捉えられれば「する側」「される側」に固定しない地域になれるはず。「叶え合う」の理念で、人と人との関わり合いを作る。そこから、支援や福祉の概念に変化が生まれることに関わる主体が広がれば。

「フォーマルサービス（制度福祉）」と「インフォーマルな力（地域福祉）」の融合による支援の在り方を目指します。

二車線の支援体制整備

さらには、ここに企業も、一般の住民も関わり合える久留米に向かっていきたい。



② 業務委託の内容

仕様書を 参照ください

叶え合う参加支援事業業務委託仕様書

1 目的

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等の中で、あらゆる人々が様々な課題を抱えながらも地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことが求められている。そのため、令和3年度に重層的支援体制整備事業が始まり、各分野（介護・障害・子ども・困窮）における既存の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応する参加支援事業が設計された。本市でも同事業を活用し、狭間のニーズと社会資源とのマッチングを行ってきた。

こうした動きに加えて、フォーマルな制度・体制とインフォーマルな力の融合を図り、地域に潜んだ課題に対して多くの住民が関わり合う体制づくりにも取り組んでいく必要があると認識してきた。令和4年度に「久留米らしい重なり方デザイン事業」を実施し、「叶え合う支援」「二車線による支援」などの関わり方のデザインを見出した。5年度はその社会実装に向けて「地域と福祉の編集事業」を実施。これらの理念の浸透と体制の拡充など、基盤整備に取り組んできた。

こうした背景を受けて、本業務では、次の2点を通じた「包括的な支援体制の推進」を目的とする。一点目は、既存の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用・創出し、社会とのつながり作りに向けた支援を行うこと。二点目は、地域の支え合いや住民同士の関わりなど「インフォーマルな力」を支援に生かせる体制を整えること。本事業者が重層的支援体制整備事業における「相談支援」と「地域づくり」の接着役に、「叶え合う支援」という理念のもと、支援のあり方を見直し、「人と人とが当たり前に関わり合う」という久留米らしい地域共生社会実現に向けた新たな道筋を示すことを期待する。

(参考)「叶え合う支援」を以下のような概念と捉え、こうした視点に立つことで地域福祉への新たな関わり方が生まれてくると認識している。

- 「課題解決」だけでなく「願いを叶える」という側面も意識
- 支援「する」「される」の関係ではなく、本人の意思を中心に「合う」状態を大切に
- 支援は「困った人へのアプローチ」ではなく「人の手が必要な時に協力する」こと
- 「合う」は、本人と支援者の間だけではなく、より多くの人の間に起こるもの

2 業務名

叶え合う参加支援事業業務

(社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第106条の4第2項第2号に基づく事業)

3 業務委託期間

令和6年6月1日(土)から令和9年3月31日(水)まで。

4 準拠法令等

業務実施にあたっては、本仕様書のほか法及び国からの通知等に準拠すること。

③ 募集の流れ

叶え合う参加支援事業業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「参加支援事業業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 叶え合う参加支援事業業務
- (2) 業務内容 地域の社会資源等を活用・創出し、社会とのつながり作りに向けた支援と、インフォーマルな力を生かした支援体制の整備を行う。
(詳細は「参加支援事業業務委託仕様書」のとおり)
- (3) 業務期間 令和6年6月1日から令和9年3月31日まで

3. 予算額

見積金額の上限は 42,889,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

令和6年4月 2日 (火)	公募開始
4月10日 (水)	説明会
4月16日 (火)	質問書受付締切
4月19日 (金)	質問書に対する回答
5月 7日 (火)	企画提案書等の提出締切
5月17日 (金) 【予定】	資格審査の結果通知
5月22日 (水) 【予定】	プレゼンテーションの実施
5月28日 (火) 【予定】	審査結果通知書の送付
5月31日 (金) 頃	契約締結

※受付時間はいずれも平日午前8時30分から午後5時15分までとする。

※実施期間または期日については、変更することがある。

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、久留米市内に事業所を置く事業者であり、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

また、単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができるものとし、その場合、久留米市内に事業所を置く事業者であるとともに、全ての構成員が次の各号の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税、市税及び国民健康保険料（個

プロポーザル 実施要項を 参照ください

事業提案のご検討

よろしくお願いいたします